共有名義の場合は共有者全員の記名・捺印

記入例

受付印

,т	課長	主幹	GL	グループ員					
決 裁									

未登記家屋の所有者変更届

		_			新所有者(名			令和	印	0	〇年	(O F	}	00	D日
	江	南	市長								↓				•					
								→ 届	出人		红	南		•	一良	B				
									電話					-						
			て、貴市 、この物																	1+
	い、フロ な誓い			או⊤וּע	- Iボ る	小的子	כ כמיזו	<i>1</i> _ C c	: 10143	/] [- C 円年ん	ΛΟ,	貝川	JI (~ .	M C C	9)	_ 12	2703 (_]# \	1)
 家			所	在	地			超	重 類			構	造			E	ŧ	面	積	E III
									_	117 /2										
屋	江南市	市	赤童子	町	大堀	9 0	番地	,	居宅	≉	选·	友養	ř·	2	階建	1	2 .	3.	4 .	5 m²
の	江南市	市																		m
表	江南市	市																	m²	
 示	江南市														m [*]					
'``	江南市	市																		m²
	•				—— 住	所	红	有市	`赤童	· 子	町	大奶	£9	0 ž	队地					
	旧	所有	有者					な	• –	. •	た		-, ,	•	,					
					ふりヵ 氏	名	江	13	þ	,	太	郎	3							
					住	所	红	有市	`赤童	子子	町	大奶	虽9	0 🐔	队地					
	新	所有	有者		ふりヵ	8 +-		4	•	, v		ろう			•					
						名	江	13	þ		_	郎	3							
	更				トる者	\sim			でくだ						201	I. 7				
	由		1. 売買	7)		(2.)				. 贈				4.	その他	11 ()
原原	因日		→ 令和	- /\	Δ.	年	Δ	月	Δ		Ħ									
備	考		どちられ	かを	<u></u> ので	囲む														
			添付書	類					受付						処理					
	事由別(の必要	要書類 (裏	更面参	照)				· 口 🛭	E 先変	更				あり			なし		
									- 納和	兑推追	[Gヘ፱	車絡			あり	[なし		

• 相続人代表者

ロ あり

□ なし

本人確認

マ ・ 免 ・ パ ・ 身 ・ その他 () 保 ・ 年 ・ 受 ・ 社員証 ・ その他 ()

カチ	+ 変記中民の武士老亦正兄
名称	未登記家屋の所有者変更届 大変界に変えた。
内容	法務局に登記されていない家屋を売買・相続・贈与等された場合に提出していただくも
	のです。
	◎窓口に来庁する場合
	届出書にご記入の上、必要書類の原本を添付して、窓口に提出してください。必要書類
	の写しをとったうえ原本を返却します。
	書類を提出された方の本人確認をします。マイナンバーカード、運転免許証等の本人確
	認書類の提示をお願いします。
	◎郵送による場合
	届出書にご記入の上、必要書類の原本を添付して、下記の送付先まで送付してください。
	原本は写しをとったうえ返信しますので、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
	なお、届出書の控え(受付印押印)が必要な方は、控え用の写しを同封してください。
	書類を送付された方の本人確認をします。マイナンバーカード、運転免許証等の本人確
	認書類の写しの同封をお願いします。
	必要書類(所有者変更の事由によって異なります)
	1. 売買・贈与の場合
	(1)売買契約書、贈与契約書などの所有権移転の事実を証明する書類
	(2)新・旧所有者の印鑑登録証明書(新・旧所有者が法人の場合は印鑑証明書)
 申請方法	2. 相続の場合
中萌刀法 	(1)遺産分割協議書、特別受益証明書、遺言証書などの相続を証明する書類
	(2)被相続人(旧所有者)の出生から死亡時までの一連の戸籍謄本、除籍謄本
	(3)相続人全員の戸籍抄本、印鑑登録証明書
	(4)相続関係説明図(被相続人と相続人の相続関係を図示したもの)
	※財産を引き継ぐ権利のある人が、1人だけの場合は(2)と(3)のみ添付してください。
	※法定相続情報一覧図の写し(法務局にて作成・交付)を添付する場合は、(2)、(3)の
	相続人全員の戸籍抄本及び(4)は不要です。
	3. その他の場合
	(1)所有権移転の事実を証明する契約書・協議書または確定判決正本等
	(2)新・旧所有者の印鑑登録証明書(新・旧所有者が法人の場合は印鑑証明書)
	※いずれの場合も、上記の書類で確認できない事項がある場合は、追加書類の提出を
	お願いすることがあります。
受付窓口	 税務課 家屋償却資産グループ窓口
受付日	月~金(祝休日、年末年始を除く)
受付時間	午前9時~午後4時
,* /T	〒483-8701(住所不要)
┃ 送付・ ┃お問合せ先	江南市役所 税務課 家屋償却資産グループ
	電話0587-50-0353